

平成 19 年 11 月 30 日（金）

於：三番町共用会議所大会議室

第 5 回 ペットフードの安全確保に関する研究会議事概要

目 次

1. 開 会	1
2. 委員出席状況	1
3. 配付資料確認	1
4. 開催のあいさつ	1
5. 議 事	
(1) 中間とりまとめ(案)について	3
(2) そ の 他	23
6. 閉会のあいさつ	25
7. 閉 会	25

1. 開 会

○境畜水産安全管理課長 定刻まで若干時間がありますが、委員各位おそろいでございますので、ただいまから第5回ペットフードの安全確保に関する研究会を開催させていただきます。

私は、農林水産省で畜水産安全管理課長を務めております境でございます。冒頭、進行役を務めさせていただきます。

2. 委員出席状況

○境畜水産安全管理課長 本日は、太田委員と山崎委員が御都合により御欠席されておりました、8名の委員に御出席をいただいております。

3. 配付資料確認

○境畜水産安全管理課長 まず、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧という紙がございますが、その下に、資料1が議事次第、資料2が委員名簿、資料3-1が、ペットフードの安全確保について（中間とりまとめ（案））概要、資料3-2が、ペットフードの安全確保について（中間とりまとめ（案））、資料4が横長のもので、ペットフードの安全確保について、資料5が鬼武委員からの提出資料でございます、欧米におけるペットフードに関する規制の概要、それから参考資料としまして、ペットフードの安全確保に関する研究会設置要領。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

4. 開催のあいさつ

○境畜水産安全管理課長 議事に先立ちまして、農林水産省の町田消費・安全局長からご

あいさつを申し上げます。

○町田農林水産省消費・安全局長 消費・安全局長の町田でございます。

委員の皆様方には、本研究会、8月20日に立ち上げたわけでございますか、毎回大変お忙しい中御出席をいただきまして、また精力的な御議論をいただいておりますことを、深く感謝申し上げる次第でございます。

本研究会でございますが、近年、ライフスタイルの変化の中で、ペットが家族の一員として扱われるといった傾向が大変強まる中で、本年3月でございますが、アメリカにおきましてペットフードに起因いたします、犬や猫の健康被害が生じたことを踏まえまして、我が国におきまして、ペットフードの安全確保を図るためにはどうしたらいいかといった点について御検討いただくということで、環境省さんともども設けさせていただいたものでございます。

この間、関係の方々のヒアリング等も行っていただきながら、御検討を深めていただいたところでございます。

本日でございますが、これまでの御議論を踏まえて、中間とりまとめを行っていただく予定だというふうに伺っております。これまで大変な御尽力をいただきましたことにつきまして、重ねてお礼を申し上げますとともに、本日の議論、また今後も御指導、御鞭撻をお願いしまして、甚だ簡単でございますがあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○境畜水産安全管理課長 カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御退室をお願いいたします。

これからの議事進行は、阿部座長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○阿部座長 阿部でございます。きょうも進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

今、局長のほうからお話がありましたように、8月以降これまで4回、この研究会ではペットフードの製造とか輸入とか流通などの実態、さらには表示の実態、海外での規制状況、それから国民の皆さんがペットフードの安全に関して、どのような意識を持っておられるかといったことにつきまして、事務局の皆さんの資料説明を受けたり、あるいは有識者の皆さんの情報を提供いただいて、そして今日がファイナルの会議であります。

今まで議論をしてまいりましたことを、きょうはこの研究会として中間とりまとめという形でまとめるという段階でありますので、最後の回になります。今までどおり、委員

の皆さんに忌憚のない御意見をいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

5. 議 事

(1) 中間とりまとめ (案) について

○阿部座長 それでは議事に入りまして、(1)「中間とりまとめ (案) について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○元村飼料専門官 それでは、資料3-1、3-2、4に沿いまして御説明をさせていただきます。

資料3-1は、今回の中間とりまとめ(案)の結論部分を取り出したものでございます。前回の研究会で中間とりまとめの大枠についてお示しし、これに対する委員の皆様からの御意見を伺いまして、これを踏まえた中間とりまとめ(案)を事務局で作成いたしましたわけですが、3-1は結論部分と言えるものを抽出した1枚紙でございます。

3-2が、中間とりまとめの本体でございます。

資料4は横長のものでございますが、これをあわせて参考としていただきます資料編でございますので、まず資料3-2と資料4の2つを使いながら、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料3-2の表紙をめくっていただきますと、まず目次がございます。前回の研究会でとりまとめの大枠をお示しし、委員の皆様のお理解が概ねいただけたと考えておりまして、前回第4回でお示ししました大枠を、基本的に踏襲しました目次の構成になってございます。

本文でございますが1ページで、まず最初に検討の背景及び経緯でございます。冒頭、前回第4回の検討会の中でも、ペットと人との関係が変化いたしまして、従来の愛護動物から伴侶動物と言える存在になっていることに触れてはどうかという御指摘もいただいております。そういったことを踏まえまして、冒頭ですが、「ペットは近年の国民のライフスタイルの変化の中で、家族の一員である伴侶動物として扱われる」と。また、「ペットの飼育が飼育者の心をいやす効果が重視されるなど、国民生活の中で占める重要性が高まっている」ということを触れさせていただいております。

このような中、本年3月以降、米国においてメラミンの問題があったわけでございます

が、このことにつきまして、中国産小麦グルテン及びコメ濃縮たん白からメラミン、それからその関連物質が検出されたことにつきまして、触れさせていただいております。

この部分はちょっと専門的な細かな話になりますが、メラミンにつきましての注釈をつけさせていただいております。第3回の研究会の中でも御指摘、御紹介あったわけですが、正確にはメラミンだけではなくて、その関連物質が影響していたという御指摘がございました。

ただ、ここの注にはそういうようなことも触れさせていただきまして、これ以降の部分ではメラミンという言葉で表現をさせていただいております。

また我が国でも米国でメラミン混入がありました製品が国内で発見されまして、自主回収が行われたということ踏まえまして、今回、ペットフードの安全確保に関する研究会におきまして、ペットフードの安全確保につきまして幅広く検討することを目的としまして、5回にわたる研究会を開催いたしまして、検討いただいた結果を整理し、とりまとめたことにつきまして、1番目の検討の背景及び経緯のところの説明をさせていただいております。

IIはペットフードの安全確保の現状でございまして、3ページの25行目以降、(1)ですが、ペット飼育の動向及びペットフードの使用状況に触れさせていただいております。

資料4の1ページをごらんいただきたいと思いますが、ペットフード工業会の全国飼育率調査の数字を載せさせていただいております。ペットフード工業会による全国飼育率調査によりますれば、全世帯に占めるペット飼育世帯の割合は、犬が19.2%、猫が14.7%といったことで、非常に多くの世帯で飼育され、ペット全体に占める割合も極めて大きいということでございます。

右側のグラフでございしますが、犬及び猫の飼育頭数は、平成13年には1,738万頭であったものが、平成18年には2,455万頭に増加しているといったことでございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、今申しましたことを、本文の3ページの下のところ触れさせていただいております。

それから4ページへ入りまして、この部分につきましては前回第4回の検討会の中でも、ペットの室内飼育がふえているという御指摘もございました。そういった中で、ペットと人との関係が変わってきているということを明示してはどうかといった御意見もございまして、そういったことを踏まえまして、記述をさせていただいております。

データとしましては、横長の資料4の2ページとあわせて見ていただきたいと思っております。

けれども、左側にペットの受け入れ可能なマンションの供給数の推移を示させていただいております。これは首都圏でございますが、平成10年では、マンション供給戸数のうちペット受け入れ可能が1.1%でしたが、平成18年には74.5%の普及ということで、ペットと飼育者との関係も質的に変化しているということを、本文4ページの上のところで触れさせていただいております。

それから、4ページのその次の部分でございますが、ペットフードの利用状況につきましては、「ペットフードの国民意識調査」をいたしまして、第4回の研究会でも御説明をさせていただきますました。

これによりますと、犬を飼っている世帯で7割、猫を飼っている世帯で8割程度が、100%ペットフードのみで飼っているという回答がございます。

横長の資料の2ページの右側に数字が出てございます。ペットフードに、犬、猫の飼育者が大変大きく依存していることが示されているということでございます。

本文4ページの(2) ペットフードの製造、輸入、流通の実態でございますが、資料編のほうでは3ページをごらんいただきたいと思っております。

資料編の3ページは、第1回の研究会のときにもお示ししましたデータでございますが、新たに18年度のデータを追加して、整理をさせていただいております。

ペットフードの市場規模は拡大傾向で推移いたしておりまして、平成5年度で出荷数量が54.4万tであったものが、平成18年度では77.2万tでございます。

それから、ペットフードの中に占めます輸入品の割合につきましては、平成18年度で53%ということで、過半を占めているということでございます。

それから、ペットの種類別の出荷量ということで見ますれば、犬用60%、猫用34%ということで、この2つをあわせまして全体の94%を占めているということでございます。

それから、本文の4ページの23行目以降をごらんいただきたいわけですが、犬用あるいは猫用のペットフードの給与の目的ということで見ますと、総合栄養食、間食、その他の目的食といったものがございます。それぞれの割合につきましては、この本文に書いてあるように、総合栄養食が84.6%と多くを占めていると。

それから本文の下でございますが、ペットフードの製造、輸入、販売の形態につきましては、さまざまなものがあるということでございます。

本文の5ページを見ていただきたいと思っておりますが、その中で並行輸入がございます。

資料編の4ページを見ていただきますと、貿易統計とペットフード工業会調査の結果か

ら試算してございますが、約2割が並行輸入であると推定できるということでございます。

先ほどの資料編3ページのペットフード工業会の産業実態調査でございますが、この数字自体は、いわゆる並行輸入品ですとかアウトサイダーの数字が含まれていないわけですが、こういったもの以外の部分ということで、4ページに示したものがあるということでございます。

本文の5ページの6行目以降は、ペットフードのリコール事例についてでございます。参考資料の5ページを見ていただきたいんですが、メラミンの経緯につきまして、第1回の検討会の資料と同じものでございますが、これにつきまして整理をさせていただいております。

メラミンの件では、米国内で2,200匹の犬、あるいは1,950匹の猫が死亡したという報告が、FDAに寄せられているわけでございます。

そういったこと以外にも、参考資料の7ページでございますが、ペットフードのリコール事例がございます。こういった事例が、前回第4回するときにも御指摘がございましたが、特に最近増加傾向にあるということでございます。

次に、本文の(4)我が国のペットフードに関する規制の状況についてでございます。まず本文の5ページの17行目以降でございますが、ペットフードを含めまして、「PL法」といったような一定の消費者保護の仕組みはあるわけですが、こういった法律だけでは、ペットの健康と安全の確保を目的としてペットフードを規制しまして、未然に被害を防止するという仕組みにはなっていないわけでございます。

一方、動物愛護法あるいは飼料安全法につきましては、概略が資料編の8ページ、9ページでございます。こういった規制があるわけですが、このいずれにつきましても、ペットフードについての直接の規制にはなっていないわけでございます。それぞれの法律の中身につきましては、簡単に本文中で解説をさせていただいております。

それから6ページに入りまして、国民の意識でございます。これにつきましては、幅広い国民の意向を調査するというところで、農林水産省と環境省で、国民の意識調査を実施したわけでございます。この結果、ポイントを3点ほど本文中で抽出しておりますが、特にその中で資料編の10ページにも入れましたが、ペットフードの安全確保についてどのように進めていくべきかということにつきましては、「食品に対する安全と同様に安全の確保を進めていくべき」といった御意見、あるいは「一般の食品までということではないが、一般の商品以上の安全の確保を進めるべき」と。この2つを合わせますと、調査全体で8割

以上、あるいはペットを飼っている世帯では約9割ということで、ペットフードの安全確保に対する強い関心も示されたわけでございます。

本文のほうに戻っていただきまして、6ページの28行目以降でございますが、諸外国での安全確保の状況でございます。

資料編の11ページとあわせて見ていただきたいと思います。ペットフードの安全の確保のための規制につきましては、各国で業界による自主基準の設定等が行われているほか、行政の主導によりガイドラインが作成されていたり、米国あるいはEU諸国といったところでは、ペットフードの安全確保が法規制の対象になっているわけでございます。

米国を見ていただきますと、米国では連邦政府と州政府の2段階の法規制があって、連邦政府段階では連邦食品・医薬品・化粧品法という法律。それから、州段階ではAAFCOという組織がございますが、こういったところのつくりましたモデル法令に準拠いたしまして、ペットフードの安全及び品質確保のための規制が行われているということでございます。

またEUにおいては、加盟国共通での規則ですとか指令といったことの中で、ペットフードを含め飼料につきましての規制が行われているということでございます。

そのほか、カナダ、オーストラリア等では、直接の法はないわけですが、他の法令や、法令以外の仕組みでの対応がとられているということでございます。

引き続きまして、事業者、民間団体による安全確保の取り組みにつきまして、本文8ページの11行目以降、参考資料では12ページをごらんいただきます。

それぞれの事業者が原材料の調達、製造、製品の流通等といった段階で、安全確保のための管理に努めておられることとあわせて、ペットフード工業会ですとかペットフード公正取引協議会、あるいは日本ペット栄養学会といった団体により取り組みが行われているわけでございます。

ただし、こういった取り組みにつきましては、法的な強制力はございません。また、多くの並行輸入業者など、団体に加入していない者がございますので、こういった取り組みに参加していない場合もあると。そういった部分の限界ということも、この研究会の中で御指摘いただいたわけでございます。中身につきましては、こちらに御説明しているとおりでございます。

以上のような現状を踏まえました、我が国での安全確保上の課題と対応の在り方を、本文10ページの19行目以降に御説明をさせていただいております。

1. 基本的な考え方ということでございますが、まず最初に7行ほど、現状編のおさらいということで、簡単に触れさせていただいております。我が国ではライフスタイルの変化によりペットがより身近なものとなっておりまして、飼養頭数が拡大するとともに、伴侶動物としての飼育者との結びつきが強まる傾向にあるということ。それから、ペットフードに大きく依存して、犬、猫が飼養されているということ。ペットフードの市場規模は拡大しているということ。

こういった中で、メラミン混入問題を初めとしまして、安全上の問題が発生しておりまして、国民生活の安全・安心の確保の観点からの対応が必要であるということ。

諸外国において、法的な規制の対象となっている場合があるということも鑑みまして、ペットの生命の保護、それから健康被害の防止という動物愛護の観点から、ペットフードについて安全を確保することが、緊急に取り組むべき課題となっているということ、ペットフードの製造、輸入、販売等の各段階での対応が、必要かつ適切な措置がとられることが必要であるということでございます。

それから10ページの下、35行目のところですが、自主的な取り組み及び行政との関係でございますが、現在、ペットフードの多くの事業者、それからペットフード工業会、ペットフード公正取引協議会、日本ペット栄養学会等の民間団体が、ペットフードの安全確保に必要な幅広い措置に、自主的に取り組んでおられるわけでございますが、一定の安全が確保されているわけでございますが、こういった自主的な取り組みということが、安全確保の上で重要であるということ。

それから、こういった自主的な取り組みにつきましては、行政といたしましても情報の提供等を行いまして、推進すべきであるということでございます。

ただし、こういった自主的な取り組みにつきましては強制力がないということ。あるいは、すべての事業者における取り組みの担保ができないということ。あるいはまたメラミン問題のような、予期せぬ原因による事故等に対しまして、緊急に実効性のある対策が打てないことにより、混乱が生じ、被害が拡大する危険性があるということから、ペットフードにつきまして十分な安全を確保する上で、法規制を導入すべきであるということをご記述しております。

なお、法規制の導入に際しましては、これまでの自主的な取り組みの実態や問題発生事例の内容等を考慮いたしまして、必要な範囲の規制とすべきということでございます。

それから3といたしまして、法規制の対象でございます。規制の対象とするペットフー

ドは、当面は国内で流通しております94%を占める、あるいは多くの安全の問題が顕在化しているという、犬用及び猫用とすることが適当であるということ。

それから、犬用及び猫用のペットフードについては、安全に関する情報もある程度蓄積されておりますので、具体的な規制の内容の検討に有効である。

それから、犬・猫用のペットフードには、「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」がありますが、こういったものすべてを対象とすべきであるということ。

それから、製造され、また製品として輸入もしくは販売されるペットフードが市場に広く流通することから、影響が大きいわけでごさいます、規制につきましては製品の製造、輸入及び販売を業として行う者に対して行う必要があると触れてごさいます。

4番といたしまして、規制内容及び方法でごさいます。国内外を含めまして、犬用及び猫用のペットフードにつきましては、これまで見られましたような問題でごさいますので、こういった問題につきましてはリスクを科学的に評価した上で、製造、輸入及び販売の各段階におきまして、まず1つは有害な製品が市場に出回ることの防止。

それから2点目といたしまして、仮に有害な製品が出回ってしまった場合の対応を確実なものとするため、必要な規制を行うべきであるということでごさいます。

こういった規制につきましては、食品衛生法や飼料安全法でのさまざまな仕組み、規制が参考になるわけでごさいます、ペットフードの製品特性、流通実態等を踏まえまして、国民から広く理解が得られる内容とする必要があるということでごさいます。

それから12ページの7行目でごさいます、表示につきまして、消費者の製品に対する理解を容易にするとともに、安全上の問題が生じた場合の対応という意味でも重要である。

また一方、公正競争規約が相当程度普及定着しているということも考慮しまして、法規制の中では安全確保の観点から、重要な情報が表示されるようにすることが必要であるということです。

特に輸入品に関しまして、一部の製品につきまして輸入者等の氏名が明らかにされていないこと等から、事故が生じた場合の対応等で問題の生じる可能性があるということから、安全確保に責任を有する者の明確化が必要であるとさせていただいております。以上が、法規制の中身でごさいます。

次に、5. その他といたしまして、ペットフードにつきましては、これまで法規制がないわけでごさいますので、円滑な対応という意味で、適用するまでの一定の期間を設けるということ。それから、規制内容の周知徹底を行うべきであるということ。

それから、規制の適切な実行という意味で、関係機関の体制整備が必要であるということ。

それから、犬または猫の飼育者は、動物の種類や習性などに応じまして、適正に飼育する責任があるわけでございます。関係者が情報の収集及び提供等を行いまして、飼育者がペットフードについて正しく理解し、適正に飼育することを促進すべきであるということにつきまして、触れさせていただいております。

最後にⅣといたしまして、「おわりに」ということでございますが、ペットフードの安全確保については、今後とも国民の高い関心が示されるものと考えられるわけございまして、関係者みずからがその果たすべき役割を十分に認識いたしまして、真摯に取り組むことで、初めて安全確保ができるわけでございますので、関係者の一体となった取り組みに期待するということで、結びとさせていただきます。

後ろに参考といたしまして、本研究会の名簿と検討の経緯をつけさせていただきます。

1枚紙の資料3-1へ若干戻りまして、冒頭申しましたように、今の資料3-2の本体の中の、特に結論部分、目次で言いますと、Ⅲの安全確保上の課題と対応の在り方という部分についてでございます。この部分を抽出いたしまして、1枚紙に整理させていただきましたものが資料3-1ということで、あわせてごらんいただけるようにということで、お配りしております。

以上につきまして、本日の中間とりまとめ（案）の御説明とさせていただきますが、今回の資料につきましては、事前に委員の皆様にもお配りさせていただいたところでございます。

本日御欠席の山崎委員からは、「この報告書（案）につきましては異存ありません。なお、法規制の対象につきまして、報告書（案）の中に、「規制の対象とするペットフードは、当面は犬用及び猫用とすることが適当である」とされておりますように、まずは犬・猫用から着手いたしまして、状況を見て必要に応じて、他のペットフードについても規制の対象とすることを検討してもらいたい。」といった御意見をいただいております。あわせて御紹介させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございました。

それから、皆さんのお手元にあります資料5をごらんください。欧米におけるペットフ

ードに関する規制の概要ということで、鬼武委員から資料の提供を受けておりますので、鬼武委員、これについて説明をよろしくをお願いします。

○鬼武委員 資料5をごらんください。大げさなタイトルをつけてしまいました、時間的に余り調べる時間がなかったので、参考資料ということで、5分程度の時間をいただければと思います。

私がこの研究会で、特に現行ではペットフードの規制がないということで、最初の研究会だったでしょうか、欧米は規制があるということで、その規制がどのようになっているかというのが重要だろうということで、事務局の方からも一度御報告がありました。

その点につきまして、明確に「ペットフード」ということがどこかに出てこないかなど思いまして調べたわけですが、そういう言葉は法規制上は出てこなかったわけです。

ただ、今回インターネットでアメリカとEUについて、キーワードとして「メラミン」ということで、今回の場合メラミンの事故を契機に、法規制でどういうふうな指令が出されたかというのを中心に、少し簡単なまとめをしてみたものであります。

それとあわせて、ヨーロッパの規制につきましては、たまたま国際会議でOIE（国際獣疫事務局）の局長と会う機会がありましたので、その方にペットフードについてのヨーロッパの法規制について、何か参考になるものはないかと聞きましたところ、EUの規制になっている資料がそのReferenceということで、まずごらんいただければと思います。

アメリカのほうは、先ほど事務局の方から御報告ありましたように、FDAとUSDAの中で規制をしております。

特に、FFDCAのChapter IVのFoodの402のところ、いわゆる偽和、adulterated food ということでありまして、(12) のところに偽和されているとみなされるということで、「大切な構成成分が省かれている、また他の物質によって置きかわっていて、不都合が隠されている。また、増量のために実際以上の外見を示すための物質が添加されている」というのが当たるんじゃないかと思えます。

次の2ページ目を見ていただいて、それとあわせて misbranded food、いわゆる違法な表示をしているということで、以下あったわけですから、今回の場合も、このような2つのところで多分規制になったんじゃないか。

州の間で取引されるものにつきましては、SECの301の中に、adulterated された、もしくは misbranded された食品の州の取引の停止ということで、今回リコールになった。こういう経過でメラミンがリコールになったように、私は読み取りました。それがアメリ

カのほうであります。

ですからこれについては、事務局の用意したまとめのところで、私はいいと思います。

それから、3ページ目のEUの規制ですけれども、ペットフードに関する規制ということで、これも直接ずっと文書を見たんですが、「ペットフード」という文書は特に出てこなくて、いわゆる配合飼料とかそういう形で、随分いろいろな規制が Director なり Regulation で出されたというのが15ぐらい。それを Reference としてO I Eの人から御提供いただいて、多分フランスの農務省の人に聞いたんだと思いますが、その関係で出てきたのが15あるということでありました。

その規制の中身の概要は、ちょっと簡単なものを書いております。配合飼料の流通に関する要件から、栄養の目的にしたり、飼料への禁止物質リストとか、Regulation が出ていたり Direction、要するに、各国向けに規制が転化されていることが15あるということでごらんいただきます。

その次の次の次のページの2-2を見ていただきますと、今回私が一番気になりましたのが、私は前にもここを質問したんですけれども、いわゆるEC指令の2002年の178という規則とペットフードの関係が、どういうふうな位置づけになっているかというのを、一番はっきり知りたかった。

結論としては、今回メラミンの事件につきまして、欧州委員会のDG SANCOから、EFSA（欧州食品安全庁）あてにリクエストと申しますか、ペットフード中のメラミンの安全性について、欧州委員会が食品安全庁に対して、科学的な見解を要請されています。

その中の文章をずらずらっと見ていきますと、次のページを見ていただきますと、最後のほうに Terms of reference、委任事項ということで、「今回のペットフードのメラミンについては、2002年のRegulation 178のArticle 29条（1）（a）を参照にして」というふうにここに書いてありますので、直接的にペットフードには触れてないんですけれども、EUの場合は、今回はこれに基づいてEFSAのほうにリクエストを出していたということになると思います。

したがって、前に資料をいただきましたペットフード研究会の資料のところで、まずちょっと加筆をしていただきたいのは、2002年の178という規制自体が、食品だけではなくて、食品と飼料（ペットフードを含む）というふうな枠組みがこの規制であるということを理解した上で、直接的には資料の定義の中に「ペットフード」ということははっきり除外するとは記述はないんですけれども、2007年5月8日付のECのDG SANCO

(消費者保護総局)からの要請を見ると、ペットフードを除外してはいないと思われる。正確にはこの辺になるんだろうと思いました。

その他の参考となる Reference としましては、EUの文書で Community Guide to Good Practice For Feed Additive and Premixture Operators ということで、100 ページぐらいの文書がありましたので、日本の規制をつくる場合には、参照の法規制とされたらいいんじゃないかと思ひまして調べた次第であります。

簡単ですが、以上です。

○阿部座長 どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいた2点ですね。1つは、中間報告について。もう1つは今、鬼武委員から提案のありました、特にEUの規制の中には飼料というのほうたわわてないけれども、この内容を見るとメラミンの記述があり、それを考えるとこれは包括されているんだということで、前回第3回の資料について、一部訂正を願えないかという、その2件だと思います。

まず最初に、鬼武委員からの提案について、事務局からの見解をお願いしたいと思いますが。

○元村飼料専門官 第3回研究会の資料につきましては、委員の御指摘を踏まえまして、修正をさせていただきたいと思ひます。

また、今御説明いただきました内容を踏まえまして、仮に今回の中間とりまとめにつきまして修正すべき点がもしございましたら、あわせて御指摘いただければありがたいと思ひっております。

○阿部座長 鬼武委員、今の回答の結果はそういうことですが、よろしゅうございますか。

○鬼武委員 はい、結構です。

○阿部座長 それでは中間報告につきまして、皆さんからの御意見、あるいは質問も含めていただきたいと思ひます。どなたでも結構ですから、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にはございませんでしょうか。

○鬼武委員 11 ページの規制のところですけども、ちょっと理解をしたいんですが、「リスクを科学的に評価した上で、有害なものが給餌されないようにする」ということが書かれてあるわけですが、リスク評価がすぐにできない場合もあるわけですね。そういう場合は、リスク管理の措置として、これは緊急対応的に措置ができるというか、その点についてはこの規制でいけば、①、②はどういう形で考えたらいいいんでしょうか。その関係をち

よっと教えていただければと思いますが。

○元村飼料専門官 実際の問題が生じているような中で、リスク評価が終わらないとその対応ができないということは、大変困った問題になりますので、当然リスク管理側といたしまして、そういった場合の対応は、例えば今の飼料安全法は家畜の飼料の法律ですが、その中でも緊急的な措置の条文はございます。

仮に今回、ペットフードにつきまして法規制するとなった場合、リスク評価が済んでいないものについての対応は当然必要になってくると思われまますので、そういったことはこれまでの、従来の家畜の飼料の法律ですとかの仕組みも参考にしながら、盛り込んでいくのではないかと考えております。

○阿部座長 よろしゅうございますか。

○鬼武委員 はい。

○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。

○細井戸委員 山崎委員が伝言されたことと同様のことを、犬、猫以外のペットを飼育している何人かの方から指摘を受けました。異論を唱えるつもりはないのですが、「当面は」という言葉に対する見解について、何らかの形で話し合っておいたほうがいいと思います。

動愛法の場合、何年かごとに見直して、少しずつ改正しているのと同じように、動愛法上の犬猫以外の対象動物のことについても考慮する必要があると思います。94%を占めるということから、今回の規制対象を犬用と猫用でやるのは、一般の人からも非常に受け入れられやすいとは思いますが、「当面は」という言葉が入っているのであれば、何らかの回答を用意しておかなければいけないかなと思います。

○阿部座長 いかがですか。

○境畜水産安全管理課長 当面、犬、猫の基準づくりから始めさせていただくわけですが、犬、猫での対応状況とか、業界の動向も見ながら考えますし、そのほかの、例えば金魚とか熱帯魚とかウサギとかモルモット、ハムスターというお話もありましたから、そういったものにつきましては、実際の危害の発生動向を見きわめながら、検討していくことになろうかと思えます。

○阿部座長 よろしゅうございますか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 今の細井戸委員の発言にちょっと関係したことですけれども、このとりまとめの中で、「伴侶動物」という言葉が使われているわけですが、そういたしますと、これか

ら法律等を考えていくときに、動愛法の中に出てくる伴侶動物と、ここで言う伴侶動物というのはイコールなのかどうかということが出てくると思います。

当面ということで、犬、猫というのは現実的な方法だと思うんですけども、解釈として、動愛法の中の伴侶動物と、ここでの結論の伴侶動物が同じものかどうかという確認は、しておいた方がいいんじゃないかなと思います。

○阿部座長 どうぞ、お願いします。

○植田動物愛護管理室長 動物愛護法関係なので少しかコメントさせていただきますが、法律の中に直接、伴侶動物が出ているというわけではありません。もちろん、その下の基準等の中で、家庭で飼育をしている動物の代表的なものとして、最近は愛玩、伴侶といったいろんな言葉を使って、要は家庭で飼育、かわいがっている動物を表現の中で出す場合があります。

仮にペットフードの新しい法律を検討ということになりましても、法律上の言葉の整理と、それから実際に何を対象としているかという整理は、違うのかもしれませんが、いずれにしましても、研究会の御議論は、家庭などを中心にかわいがっている愛玩動物を対象とするんだという御指摘をいただいたものというふうに、理解をすればいいのかなと思っております。

細かい法的な線引きというのは、今段階でできるわけではなくて、今後の検討かなと思っております。

○阿部座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

藤井委員、どうぞ、お願いします。

○藤井委員 これは先ほどとは違う質問ですけども、表示のことについて、12 ページの7行目、8行目ぐらいのところに書かれていると思うんですが、この委員会の趣旨が安全確保ということではありますが、過去の議論の中で、誤使用を避けるという議論もあったかと思います。

2回目か3回目のときだったかと思いますが、ペットフードの種類に関して、いろいろこういうものがあるという紹介があったかと思いますが、その中に試食として使われるような総合栄養食、それからおやつも非常にバラエティーがあるというようなことがあります。ペットフードの利用者に対して、このペットフードが何の目的で使用されるのかということが、現在でも一応自主的な基準としては書かれておりますが、今の業界

の自主的な基準ですと、総合栄養食と間食とその他の目的食の3つしかございません。

その他の目的食というところに、今いろんなものが押し込まれているのですが、この中でも既にカテゴリーとして確立されていて、幅広く使われているものに関しては、少し名称を整備していったら、消費者にわかりやすいようにしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

具体的には、例えば主食とよく間違われるのですが、おかずとか味つけに使われるようなものに関しては、副食とか一般食という言葉は今、使われているのですが、それはちゃんと書いたほうがいいですよとか、あとは特定の栄養管理に使われる総合栄養食なんかも限られた領域で使われておりますので、そういうものに関してもちゃんと明記をしていくということをしていったほうがいいのではないかなと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

今のお話については、実際に規制の中身を詰めていく段階で、また藤井委員等にアドバイスを受けながらということで、受けとめさせていただければと思います。よろしくどうぞお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

大木委員、どうぞ。

○大木委員 12 ページの 10 行目のところで、今、藤井委員も少し触れましたけど、「法規制では安全確保の観点から重要な情報が表示されるようにすることが必要である」という、この「重要な情報」につきましては、何か事務局のほうでイメージしているところがございましょうか。

○元村飼料専門官 本研究会の中で、安全確保の観点から重要な情報を表示すべきであるという御意見をいただいたわけでございますので、こういったことのさらなる細かな検討ということ、今後我々としましてはきっちり詰めていきたいと思っております。

その中でまた、御専門のお立場からの御意見をお聞きする必要があるかと思っておりますので、そういった場合はまた改めて、よろしく御協力いただきたいと思います。

○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。

大島委員、どうぞ。

○大島委員 同じく 12 ページでございますが、「その他」の 22 行目の「事業者に対する検査や指導等を行うための関係機関の体制整備」についても、事務局で何か腹案と申しますか、お考えがございましたら御披露いただけたらと思います。

○境畜水産安全管理課長 まだ具体的に進めているわけじゃございませんが、例えば現在、飼料安全法での行政側の取り組みとしますと、国の機関であれば、地方農政局なり地方農政事務所の職員が立ち入りなり、指導を行うということをやっております。

また独立行政法人の農林水産消費安全技術センターが、技術的に実際に製造工場なり、あるいは輸入する施設に立ち入りをして、必要であればサンプリングをして検査をするということをやっておりますから、ペットフードについても同様なことが考えられるんじゃないかと考えております。

○阿部座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

渋谷委員、お願いします。

○渋谷委員 先ほど伴侶動物という話が出てきたんですけども、対象として今回、犬と猫に限るわけですが、犬、猫の中ですべてがペットなのか。ペット以外の目的で飼われている犬や猫もいるのではないかと思うのですね。商業用のものであったり、別な目的で飼われているものが。

そのような犬や猫が食べるものも、恐らく規制の対象になってくるんだと思うんですね。そのことをまず皆さんの確認をとりたいというのが1つ。

あと、「ペットフード」というふうな呼び方でいいのかどうかですね。「犬、猫の食べ物」と言うのが正しいのか、その辺、表現の仕方ですけど、ちょっと疑問に思いました。

以上です。

○阿部座長 今の2つの内容があると思いますが、いかがでしょうか。

○大島委員 今の渋谷委員のお話にちょっと補足させていただきますが、犬、猫で対象外となるようなものというのは、例えば私も若干関係していることがあるんですが、実験動物の分野は犬、猫がかなり使われております。これも対象にするのかどうか。対象にしたほうがいいのかないかという気もしないでもありませんが、その辺もちょっと含めて、行政側のお考えをいただけたらと思います。

○元村飼料専門官 そのあたりの法的な整理ということになりますと、非常に技術的な部分でもございますので、今、明確なことを私にも説明するまでの能力がないんですが、仮に実験動物について、実験動物ですから、例えば何かの毒性を調べるために、特別なものを与えないといけないようなケースも出てくるわけですけども、仮に実験動物にそういう毒性のあるものを与えるということ自体が、法規制で取り締まられてしまいますと、そ

ういった実験自体ができなくなってしまうと。当然そういったことにならないようにという措置は、設けないといけないということかと思えます。

実際に実験動物以外にもいろいろ飼われている、例えば、どういうことが考えられるか直ちには思い浮かびませんが、人の役に立たせるために飼われているようなものについて、同じようなペットフードが与えられるということがあれば、これは当然ペットフードに関する規制が、結果的にはペット以外の犬、猫にも及ぶということかと思えます。

それから、今回この研究会の中で、「ペットフード」という言葉でとりまとめの文章の整理をさせていただいておりますが、法的なものをこれから検討する場合には、言葉の使い方は非常に厳密性を要求されますので、そのあたりはまた別途御検討させていただくことだと思えます。

○植田動物愛護管理室長 少しだけ補足させていただきますけども、数字的に我々も全部つかんでいるわけではありませんが、御指摘のように、いわゆる愛玩目的以外に警察犬などのように使役目的があるというのはもちろん把握はしております。

ただ、全体のボリュームから言いますと、各家庭での愛玩目的が大多数であろうというのは間違いなと思います。

それから、ほかの目的で飼養される場合であっても、必ずしもそれだけということでもなくて、愛玩目的と使役目的が重なったような場合もあろうかと思っています。

いずれにしても犬、猫の飼養目的によって食べるものが違うわけではありませぬので、大きくは愛玩目的の犬、猫用基準をきちんとつくるべきという御指摘だと受け取らせていただければと思っております。

○阿部座長 渋谷委員、よろしいですか。

細井戸委員、関連ですか。

○細井戸委員 はい、関連です。これもいろんなところでよく議論されることですが、動物の用途が明確に定義されてこなかった時代が長く続く中で、ペットが愛玩動物という表現になったのです。

しかし、動愛法の中では参考資料の8ページにあるように動物を「家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物の飼養管理等基準の策定」と用途別に適切に表現されていると思えます。

このペットフードの安全確保に関する研究会の対象動物は、法律上では家庭動物というカテゴリーの中のことを話しているということにして、伴侶動物とか愛玩動物という言葉

を使わずに、今後は家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物と表現すればいいと思います。

畜産動物は、基本的には産業目的の動物であり、展示動物や実験動物というのは応用動物であり、その応用の方法が異なるという認識を、みんながある程度共有できるように、今回のこの議論の中でできればいいなあと、皆さんのお話を聞いていて感じます。

我々の仲間の中でも、「犬」と「猫」という動物種による区別や使用目的、飼育目的による区別。あるいは飼育環境やいろんなことをそれぞれがその都度その都度混乱しながら話すことがよくあるのですが、動愛法で使う言葉に統一して、家庭動物のペットフードに関する安全確保という概念でとらえると、その中の大多数の対象となる動物が今回は94%のペットフードを食べている犬と猫であったということでもいいのではないのでしょうか。

また、動愛法上の対象動物であるウサギや犬猫以外の動物が人間とのつながりや接点が深まることで、より重要視されるようになったときには、その動物に対するペットフードも規制対象にするという考え方もできるのではないかと思います。

せっかく動物愛護及び管理に関する法律をもとに国民の意識調査を行い、いろいろと検討した結果、ペットフードの安全性を確保してあげようとなったのだから、何らかの形で対象動物に対する定義づけも必要ではないのでしょうか。

○阿部座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○植田動物愛護管理室長 御指摘をいただきました動物愛護法の中の基準では、家庭動物、展示動物、畜産動物、実験動物というような仕分けで、それぞれの扱いの方針を告示で出しております。

ですから、それは動物の取り扱いの方法の対象として、もちろん重視したいと思っておりますが、ペットフードということで考えた場合には、必ずしもこういう仕分けをそのまま適用することにはならないと思いますが、また今後の検討とさせていただきたいと思っております。

また、愛玩目的の動物として、大部分を占める犬、猫をまず対象として、それ以外の愛玩目的の種はほかにありますから、そういったものも忘れるなという御指摘をいただいたと受け取らせていただければと思います。

○阿部座長 動物の範囲についてのいろんなお話がありましたけども、細井戸委員の要望というか意見としては、先ほど言われたようなことについて、例えば3ページのIのどこ

ろとか、それからⅡの1の(1)の中に言われたようなことを加えていくべきだとお考えですか。

それとも、言い方は別ですけども、大体皆さんがこの5回の検討会で感じておられる、今も話がありましたが、犬、猫で、そして家庭用の伴侶動物というような、あうんの呼吸というんですか、そういうみんなの認識があればそれでいいという、そのどちらになりますか。

○細井戸委員 後者です。ややこしいことを言うつもりはないのです。

ただ、いろいろな形で動物愛護にかかわりながら動物病院は存在するのです。この場では適切かどうかは別にして、例えば「学校で飼育されている動物というものは一体どのような位置づけなのですか」と聞かれたときに、「応用動物でしょう」と答えたいのです。

ところが学校飼育動物を愛玩動物ととらえて、「飼育環境を改善せよ」とか、「食事を改善せよ」というような抗議が現場では頻発していることも、知っていただきたいと考えて、こういう表現をしました。混乱させて済みませんでした。

○阿部座長 それから、先ほど渋谷委員が言われた「ペットフード」という言葉はどうだろうということがありましたけども、大木委員、これも「当面は」という、これ以外に表現はないと。それで皆さん、ペットフードと言ったらかちんと認識されるということでしょうね。

○大木委員 いわゆる業態といいましょうか、業者の定義の中でも、製造、販売、輸入という言葉が使われておりますので、そういう意味ではペットフードといえ、それに近いイメージを皆さんされるだろうと。

ただ、犬の食べ物ということだと、いわゆる製造ということではなくて、一般家庭で、あるいは個人的に食べさせるものすべてが包含されるというふうにとられる可能性もありますので、商業的な発想からいくと、ペットフードが一番わかりやすくてよろしいのではないかなと思いますけれども。

○阿部座長 当面、犬と猫が対象だけれども、ほかのものについてもという山崎委員の御意見、それから細井戸委員の御意見もありますが、それは先ほど事務局のお考えを説明されましたが、具体的に言いますと、5の「その他」のところ規制ができて、それを適用されるまでに何年かの猶予期間があるわけで、そこら辺のところ、いろいろほかの動物についてもウオッチしながら見ていくという、具体的にはそういうことになろうかと思うんですが。

ほかに御意見等ございますか。

どうぞ、鬼武委員。

○鬼武委員 先ほど私がヨーロッパの規制のことで、前の資料については訂正をしていただくということだったのですが、この7ページのEUの規制、どういう文章がいいかわからないので、とりあえずこの文章でいいと思うのですけれども、できたら脚注に、「2007年5月8日の文書では、DGSANCOからペットフード中のメラミンの存在について、欧州委員会からEFSAへの科学的見解を要請された根拠として、178/2002のECが引用されている」というか、そういう脚注を入れていただければ正確になるのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○阿部座長 よろしいですか。

○元村飼料専門官 そのようにさせていただきます。

○阿部座長 ほかにいかがですか。

どうぞ、藤井委員。

○藤井委員 先ほど大島委員から、12ページの関連機関の整備のところについて御質問がありました。これに関しては境課長がお答えになったように、どうやって規制をやっていくかという内容によって、どういう整備が必要かということにかかわってくると思うんですね。

規制については、11ページの終わりと12ページの初めのところに2つ書かれております。1つは、有害な製品が市場に出回ることを防止するということと、もう1つは出回った後どうするかということになると思うのです。

出回った後どうするかというのは、調査に行ってしかるべき措置をとるということで、ここは比較的シンプルだと思うのですね。

それに対しまして、有害なものが出回ることを防止するための対策というのは、消費者の安心・安全に直接的にかかわるところですので、もちろん事業者側が相当やらなければいけないところも多いんですが、かなりの確率でここをちゃんとやっつけていこうというふうにしますと、行政側の負担も多分大きくなってくんだろうと思います。

ここを決めていくに当たっては、前回の研究会のときに、「ケース・スタディーをやることによって、だれが何をしなければいけないかということが明らかになってくると思います」という発言をさせていただきました。

今から申し上げることは、このとりまとめの中に、ここまで詳しく入れてくれというこ

とを言うつもりではないですけれども、ケース・スタディーをやっていくときの方向性ですが、実際安全でないかもしれないものが、どうやって発見されるかということについて、幾つかお話をさせていただきたいと思います。

1つは、これは最も多いパターンだと思うのですが、ひょっとしたら何かあるかもしれないという情報が、事業者側にもたらされるというのが、最もあるパターンじゃないかなと思います。

具体的には消費者の人から、「ペットフードを使ってみたのだけど、何かおかしい」という問い合わせがあると。それから製造の面から考えると、原材料のサプライヤーさんから、「実はこの間納品したものに関して、もう一回調べてほしい」というケースもあるかもしれません。それから製造をやっているならば当然品質管理をやっていて、自分のところにあるデータを見ていると、「このロットに関してはちょっとおかしいかもしれない」ということに、みずから気がつくことがあるかもしれません。

そうなった場合には普通、製造者、事業者であれば、何が起きているかということ自分たちで調査をして、自分たちでは手に負えない、もしくははしかるべき判断を仰がなければいけないということになった場合に行政側に相談をして、そこから危険防止のための具体的な作業が始まることになると思います。

もう1つは、有害なものが入っているかもしれないというのが、メラミンのこの間の事件のように、海外から第一報が飛んでくる場合だと思います。

こういう場合には、実際にメラミンの事件でも問題になりましたけれども、関連する事業者には行政側が、「皆さん、安全確認をしてください」という要請をしなければいけないわけですが、この要請をするときに、消費者が各メーカーに問い合わせをするときであれば、パッケージを見ればわかるわけですが、行政のほうから各事業者に問い合わせをしようとすると、事業者を登録させておかなければいけないということになります。

そうすると、全国の事業者それぞれに登録をしていただいて、どういうことをやっているのかということ行政側で把握しなければいけなくなりますので、これは結構整備をしなければいけないことになると思います。

それから最後に、境課長が先ほど、立ち入りとか調査をするということをおっしゃっておいりました。この部分は、事業者の日ごろの取り組みに加えて、行政が市場をモニタリングするという意味で、消費者の安全につながるという意味では、非常に役割が高いと思います。

ただ、例えば製造場に行くということになりますと、それは行政側にもそれなりの負担になります。

それから輸入品に関しては、海外というのは無理であったとしても、輸入検疫の中で何かをやっていくということになりますと、それも1つの負担になりますし、また輸入の場合ですと、我々事業者側からしましても、海外から物を持ってくるという都合上、そこで物が置かれてしまいますと、安定供給に支障を来すということが出てくると思います。

ということから考えると、輸入品に関して何らかの検査を、抜き打ち等でモニタリングとしてやっていくというふうになりますと、行政側にも負担がかかりますし、それから事業者側としても、それなりの体制を整備していかなければいけないというところがございます。

いずれにしても今申し上げたことは、これから先の検討になるかと思えますけれども、ぜひこういうところで、意見の交換をさせていただければなど考えております。

長くて済みません。

○阿部座長 ありがとうございます。

当然、今言われたようなことを、規制をつくるときに考えていかななくてはならないですが、そこら辺のところは今の御意見をいただいておりますので、そして今、事業者の皆さんと、それから行政の皆さんも1つ仕事がふえるわけですから、そこら辺のことを調整しながら考えて、そして実行していくということをお願いできればと思います。

ほかにいかがでしょうか。

もし、ないようでしたら、一部先ほど御指摘があったように、EUの規制の内容について脚注を入れていただいて、この中間とりまとめの「(案)」をとると。そして、この研究会のまとめとしていくということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○阿部座長 それでは、この「(案)」をとるということで、そういう措置をしていただければと思います。

(2) そ の 他

○阿部座長 次に議事を進めてまいりまして、(2)「その他」ということで、事務局のほうからお願いします。

○元村飼料専門官 ただいま御了承いただきました中間とりまとめにつきましては、来週プレスリリースをいたします。

また、広く国民の皆様から御意見や情報を収集するため、パブリックコメントの募集を行わせていただきたいと思いますと考えております。

なお、寄せられました御意見は、整理、公表するとともに、今後の行政としての対応に反映させていただきたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

○阿部座長 今後の予定についてはいかがでしょうか。御質問、御意見等ございますか。鬼武委員、どうぞ。

○鬼武委員 パブリックコメントが出された後の処理は事務局がされるのか。それとも、重大な意見があって、それに基づいてこの研究会が開かれることがあるのでしょうか。その辺のところはいかがのでしょうか。

○元村飼料専門官 本日、中間とりまとめということでまとめていただきます中身でございますが、これはペットフードやペットにつきましての知見を有する皆様方、有識者としての御意見をいただいたものであると考えております。

今後行政としてどのような対応をとるかということにつきましては、このような有識者としての御意見に加えまして、広く国民一般の御意見を考慮する必要があることから、パブリックコメントの募集をさせていただきたいと思っております。

したがいまして、パブリックコメントの内容によりまして、中間とりまとめ自体の見直しをするためという位置づけでの、パブリックコメントの募集というふうには考えてございません。

ただ、寄せられた御意見あるいは情報の中に、この中間とりまとめの中身につきましての事実関係の指摘がございましたら、そのあたりの修正は当然させていただくことになろうかと思っております。そのようなことで考えております。

○阿部座長 それでは、きょうの議事はこれで終了いたしますけれども、本研究会は当初の予定どおり5回で方向を出していくことができました。本当に委員の皆さんの絶大なる御支援に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうにマイクをお返しします。

○境畜水産安全管理課長 阿部座長初め委員各位におかれましては、大変お忙しい中、5回にわたりまして研究会に御出席賜り、また貴重な御意見をいただきましたことにつつま

して、感謝を申し上げる次第でございます。

6. 閉会のあいさつ

○境畜水産安全管理課長 最後になりますけれども、環境省の桜井自然環境局長からお礼のごあいさつを申し上げます。

○桜井環境省自然環境局長 環境省の自然環境局長の桜井でございます。委員の皆様方におかれましては、8月から5回にわたるこの研究会の御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

この間、工場の現場視察、あるいは関係者のヒアリングなども含めまして、ペットフードの安全確保に関して、幅広く熱心な御議論をいただいたところでございます。

本日、中間とりまとめという形で方向性をとりまとめていただきまして、農林水産省及び環境省一同より、厚く御礼申し上げる次第でございます。

この中間とりまとめにつきまして、先ほど事務局から申し上げたように、広く国民の意見も伺う予定にしております。

また、この方向性を踏まえて、農林水産省と環境省で引き続き、具体的な対策について検討を進めてまいりたいと考えております。今後の進め方につきましても、きょういろいろ御意見をいただいたところでございますので、そういった御意見をさらに生かしながら、引き続きまた御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

どうも本当にありがとうございました。

○境畜水産安全管理課長 以上をもちまして、本日の研究会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

7. 閉 会